

マイナンバーカードをつくりませんか

『マイナンバーカードをつくりたいけれど写真が必要だし、申請の方法がわからない…。』
という方でも簡単に申請できるように、役場ではタブレット端末を利用して申請のお手伝いをしています。
役場にあるタブレット端末でご本人の写真を撮影し、電子申請をサポート。複雑な操作は必要ありません。
お気軽にご相談ください。

○マイナンバーカードとは

マイナンバーカードは、顔写真付きの公的な身分証明書として、運転免許証などと同じく、官民間問わず（口座開設、レンタルビデオ店会員登録、郵便物受け取りなど）利用できるほか、年金や税、福祉などの手続きでマイナンバーの提示にご利用できます。



カードの有効期間は10年間（20歳未満の方は5年間）で、申請後「通知カード」と引き換えに初回は無料で交付します。

〈表面〉



〈裏面〉



み
ほ
ん

◆役場窓口では専用のタブレット端末で申請できます

- 【申請場所】 役場1階 住民生活課 住民係窓口
【受付時間】 平日 午前8時30分から午後5時まで
【必要なもの】
- ・個人番号カード交付申請書
(通知カードの真下が申請書になっています)
 - ・個人番号カード交付申請書をお持ちでない方は、
本人確認書類（下記参照☆）
 - ・印鑑



役場のタブレット端末を使って簡単に申請できます

☆本人確認書類は次の（1）、（2）いずれかとなります。

（1）1つでよいもの

運転免許証、顔写真付き住民基本台帳カード、在留カード、パスポート、身体障害者手帳など
公庁が発行した顔写真付き証明

（2）2つ必要なもの

雇用保険・介護保険・国民健康保険等の被保険者証、各種年金証書、児童扶養手当証書、医療受給者
証、乳幼児医療証、生活保護受給者証、本人名義の預金通帳、民間企業の社員証、学生証など

◆ご自宅から郵送やスマートフォンでも申請できます

通知カードについている個人番号カード交付申請書に必要な事項を記入のうえ、顔写真を貼って郵送してください。引っ越しなどをした場合は、通知カードについている交付申請書は使えません。役場窓口で新しい申請書をお受け取りください。

スマートフォンでの申請は、ご本人の顔写真を撮影し、そのままオンラインで申請します。



※カードができるまでに1ヶ月ほどかかります。

※カードの受け取りには、申請した本人が役場に来庁して受領していただく必要があります。

問い合わせ先 役場 住民生活課 住民係 電話 73 - 2011 (内線 133)